

建設工事および建設工事関連委託業務に係る最低制限価格の算定式の変更について

令和7年4月15日

愛荘町では、建設工事およびこれに関連する委託業務（建設工事関連委託業務）の入札において最低制限価格制度を導入しています。

今回、「ダンピング防止」および「下請け人の保護」を目的として、入札契約過程における透明性を向上させるため、町が発注する建設工事およびこれに係る委託業務において、最低制限価格を設定する場合の算定式を以下のとおり変更いたしましたのでお知らせします。

1. 建設工事

【範囲】

予定価格の 7.5/10~9.2/10

【計算式】

① 工事（建築工事を除く）

直接工事費×**0.97**+共通仮設費×**0.9**+現場管理費×**0.9**+一般管理費等×**0.68**

② 建築工事

(直接工事費-現場管理費相当額)×**0.97**+共通仮設費×**0.9**+ (現場管理費+現場管理費相当額)×**0.9**+一般管理費等×**0.68**

※現場管理費相当額については以下のとおり。

現場管理費相当額=直接工事費×10%

○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲で定める。

2. 委託業務（建設工事関連委託業務）

① 最低制限価格の算定式は、国土交通省および滋賀県方式を参考にした町独自の算定方式とする。

② 最低制限価格の範囲は、上限が予定価格の 10 分の 8（地質調査にあつては 10 分の 8.5）を乗じて得た額、下限が予定価格に 10 分の 6（地質調査にあつては 3 分の 2）を乗じて得た額とする。

○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の 6/10~8/10（地質調査業務については 2/3~8.5/10）の範囲で定める。

3. 算定方法

① 算式により基準となる金額を円単位まで求める。

② 上記で求めた基準となる金額に、係数 α ($0.995 \leq \alpha \leq 1.005$) を乗じてランダム処理する。

③ ランダム処理された金額（円未満切り捨て）に消費税相当分を乗じる。

4. 適用時期

令和7年4月15日以降に入札公告を行う案件から適用する。

5. その他

最低制限価格は非公表とする。